

予防塾選講 ~第12回~

複合用途防火対象物(3) 法8条の2と令9条

「用途が複合している防火対象物」と「管理権原が分かれている防火対象物」の火災危険は、消防法上どのように整理され、どう変わってきたか、消防法全体の改正経緯や建築基準法との関係などをもとに考えてみます。

東京理科大学大学院
国際火災科学研究所
教授
小林恭一 博士(工学)

用途が複合すると危険なのか

皆さんは、用途が複合している防火対象物の火災危険性は、単一用途の防火対象物より高いと考えていると思います。その理由を整理すれば、以下のようなものでしょう。

- ①用途が異なる複数のテナントが併存しているため、用途の組み合わせによっては火災危険性が高い
 - ②管理権原者が異なる複数のテナントが併存しているため、共同しておこなうべき防火管理体制の整備が困難である
 - ③「小規模雑居ビル」については独自の火災危険が存在する
- ・飲食店、風俗店などこの種のビルに多

い用途特有の火災危険が存在する

- ・階段が一つしかない場合が多い
- ・消防法や建築基準法に違反しているものが多い

でも、このように整理してみると、用途が複合していることによる火災危険性は①だけであることがわかります。②は管理権原が分かれていることによる危険性ですし、③はテナントの用途や建物が小規模である故の危険性です。

複合用途防火対象物についての消防法の考え方

複合用途防火対象物についての消防法の考え方は令9条を見ればわかります。昭和36年制定時は、現行9条の「この節

れているもの」の危険性を標的にしている点では同様です。

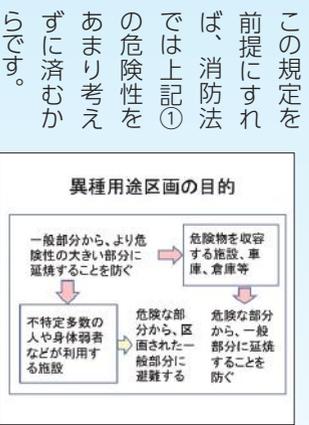
つまり、昭和43年の法改正の時点では、用途が複合していることにより火災危険性が特に大きくなるとはあまり考えられておらず、管理権原が分かれていることによる火災危険性が重視されていたように見えるのです。ただし、消防法8条の2を受けて昭和44年に改正された令4条の2(現行令3条の3)で共同防火管理制度の対象とされたのは、令別表第一(16)項に掲げる防火対象物だけでした。この時点では、管理権原が分かれている防火対象物のうち用途が複合しているものについては火災危険性が高い、という程度のとらえ方だったのだと思います。

それ以後、単一用途の防火対象物については、管理権原が分かれていても共同防火管理をおこなう必要はありませんでしたが、昭和62年に令4条の2(現行令3条の3)が改正され、管理権原が分かれている防火対象物のうち特定用途のものについては、単一用途であっても共同防火管理が必要ということになりました。

令9条括弧書き

令9条の括弧書きも、昭和44年の政令改正の際に初めて入りました。これは、収容人員が多い防火対象物並びに高層階や地階を有する防火対象物には、用途に関係なく非常警報設備の設置が必要との考えから、令24条2項と3項の一部を令9条の対象から除外したものです。その後、前回述べたように、千円デパートビル火災を契機として「複合用途防火対象物については大幅な規制強化が必要」とされ、昭和48年に政令の大改正がおこなわれました。この時、この9条の括弧書きに、SP、自火報、漏電火災警報器、避難器具及び誘導灯等の設置基準に関する規定が加わりました。

この改正により、複合用途防火対象物は異なる用途の単なる集合体でなく、「用途が複合する」という特別な火災危険を持った防火対象物であるという考え方が導入され、これらの設備の設置基準は令9条の対象から除外して別に定めることとする、とされたのです。



用途が複合していることと管理権原が分かれていること

令4条の3は、昭和43年に法8条の3が追加されたことに伴い、昭和44年に制定されたものですが、昭和43年の法改正の際には法8条の2(共同防火管理制度)も創設されました。この制度は平成24年に統括防火管理者制度へと発展的に改正されますが、「管理」について権原が分か